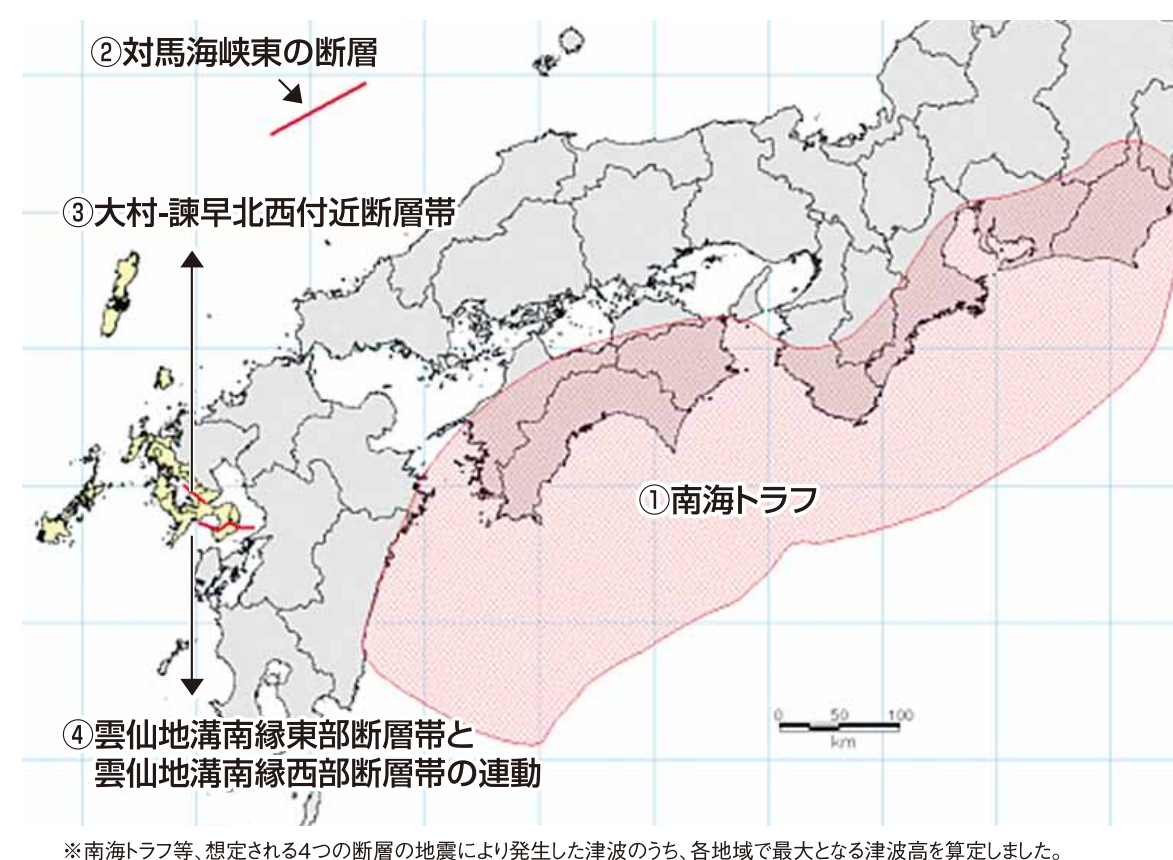


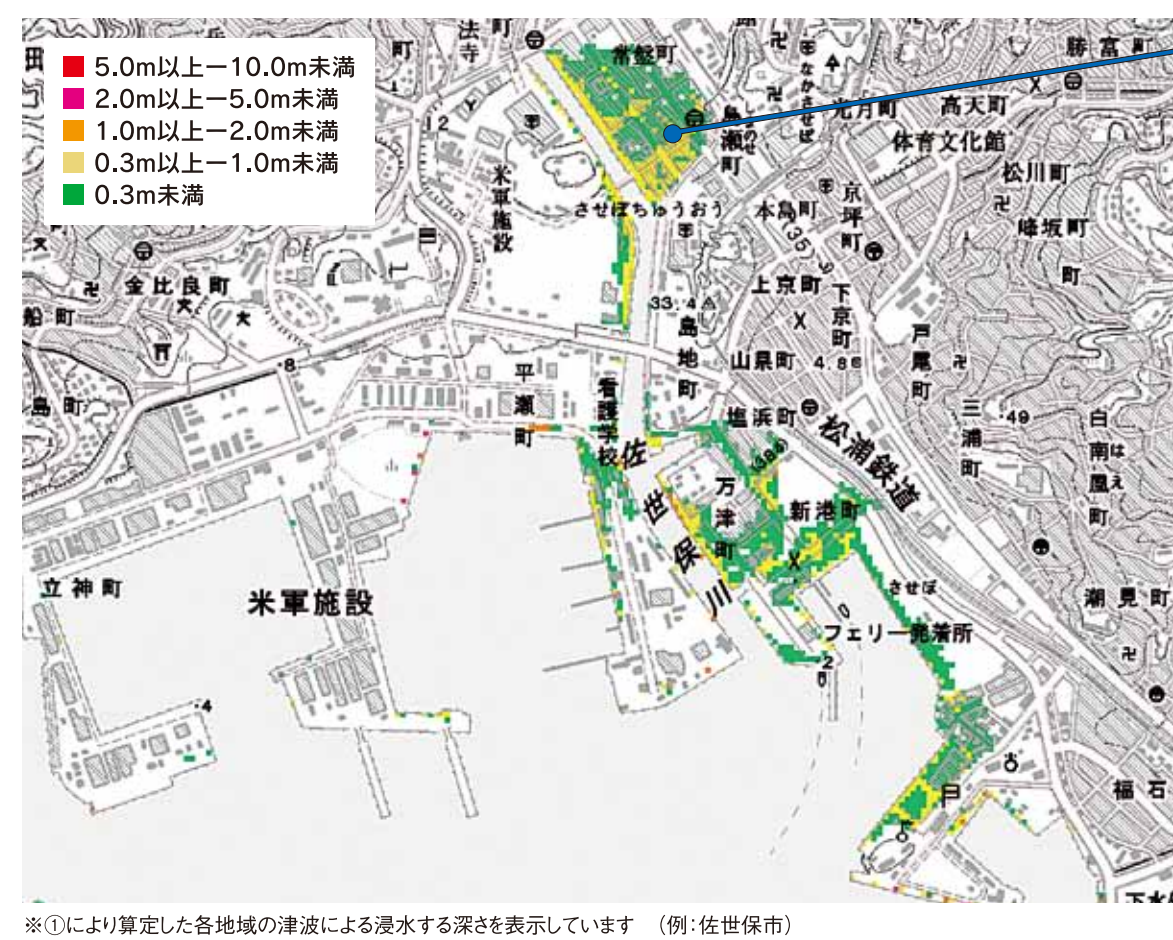
津波防災地域づくりへの取り組み

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を教訓に施行された「津波防
災地域づくりに関する法律」に基づき、長崎県では「最大クラスの津波」を設定し、津波浸水想定図を
公表しました。

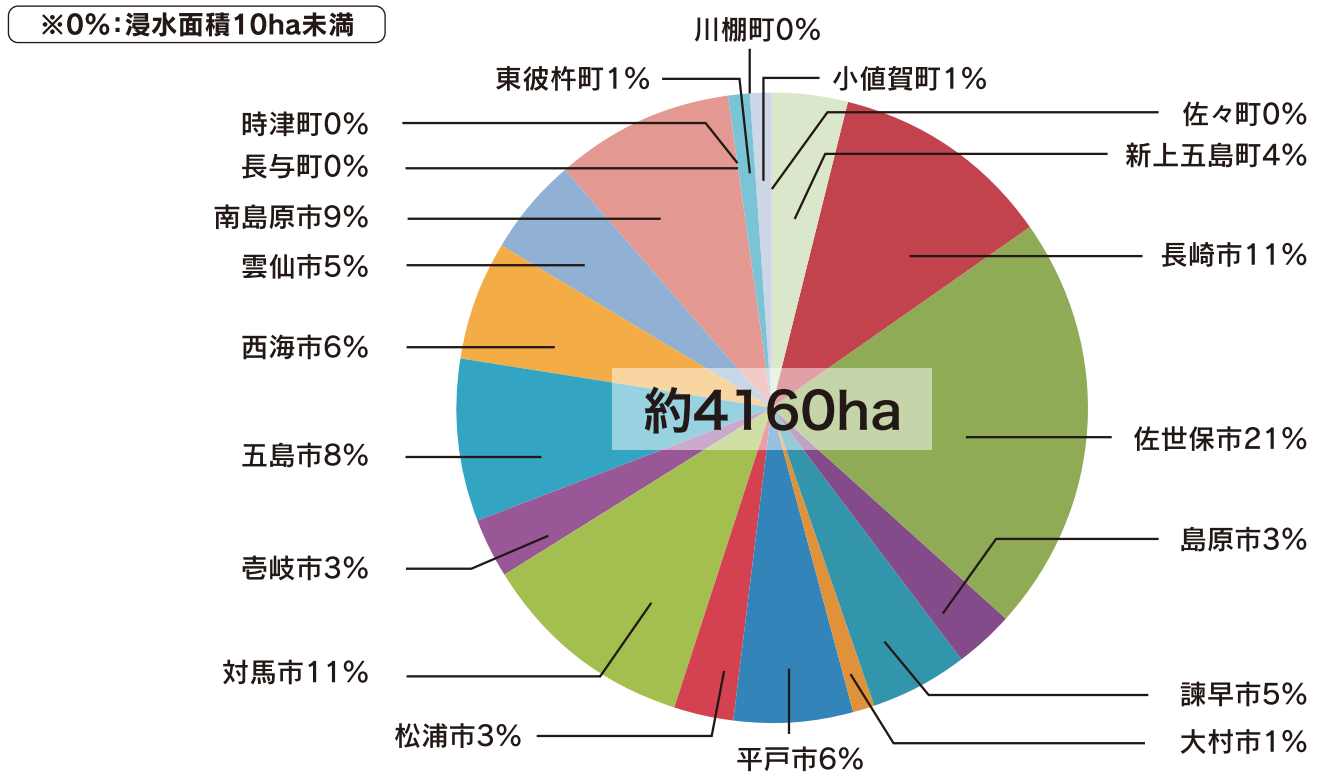
① 津波断層モデルによる津波高の検討
(これまでの調査や内閣府の南海トラフ調査を踏まえて設定)



② 最大クラスの津波による津波浸水想定図



③ 想定される浸水面積の割合



④ 今後の取組

津波災害警戒区域 推進計画

都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を指定することができます。さらに、特に開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を津波災害特別警戒区域として指定することができます。

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成することができます。

津波防災地域づくりのイメージ



津波防災地域づくりを総合的に推進するため、津波災害警戒区域の指定や市町村が策定する推進計画の作成を支援してまいります。詳しい津波浸水想定図や各市町村毎の浸水面積等は長崎県港湾課のHPで公表しています。

長崎県港湾課 検索